

島根労働局発表

令和7年4月28日（月）

担当

島根労働局
職業安定部職業安定課
課長 上代 薫
TEL 0852-20-7016益田市
産業経済部産業支援センター
所長 松本 泰典
TEL 0856-31-0391

令和7年度 益田市雇用対策協定に基づく事業計画について

～ 益田市と島根労働局とが連携し雇用施策を展開 ～

益田市（市長：山本 浩章^{やまもと ひろあき}）と島根労働局（局長：岩見 浩史^{いわみ ひろふみ}）は、令和4年2月18日に締結した益田市雇用対策協定（別添1）に基づく「令和7年度事業計画」（別添2）を共同で策定しました。

この事業計画は、益田市と島根労働局が、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、まちの将来像である「ひとが育ち 輝くまち 益田」の実現を目指し策定しております。

益田市と島根労働局は連携を図り、地域の雇用面の課題に対して、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

令和7年度雇用対策協定に基づく事業計画のポイント

○主要な取組等

産業振興のための人材育成や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による労働力不足などの課題に対応するため、①企業説明会（見学会）の開催、地元就職者の定着促進、UI ターン者への支援、②女性の活躍推進、ひとり親家庭の就職支援、③高齢者の就職支援、④障がい者の働く場の確保や環境づくりなどに取り組むとともに、数値目標を設定しました。

《事業内容》

1 若者（生徒、学生、UI ターン者、就職氷河期世代等）に関する取組

企業の採用意向調査、企業説明会の開催、地元就職者の定着促進、UI ターン者への支援、
企業の採用力向上に向けた支援

2 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業に関する取組

ひとり親家庭の就職支援

3 高齢者に関する取組

益田市シルバー人材センターの周知

4 障がい者に関する取組

益田市障がい者自立支援協議会における連携

障がい者就職面談会の開催

5 生活保護受給者に関する取組

生活保護受給者等就労自立促進事業に基づく一体的支援

益田市と島根労働局との雇用対策協定

益田市と厚生労働省島根労働局（以下「島根労働局」）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年 7 月 21 日法律第 132 号）に基づき、地域の将来を担う「ひとづくり」を推進し、豊かで活力のある持続可能なまちづくりを目指す益田市と島根県内において雇用や労働に関する施策を総合的に推進する島根労働局が、益田鹿足雇用推進協議会の活動をはじめ、市民の雇用安定や雇用環境改善に係る支援、高校生や学生など若年者の市内就職促進、女性や高齢者など様々な立場の方々の就職支援等の施策をそれぞれの強みを活かして密に連携し、施策及び事業を推進することにより、まちの将来像である「ひとが育ち 輝くまち 益田」の実現に向けた一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現並びに諸課題への対応を目的として締結する。

（連携内容）

第 2 条 益田市と島根労働局は、次に掲げる取組の具体的な内容及び実施方法を定め、一体的かつ総合的に推進する。

- ① ライフキャリア教育の推進と若者への就職支援の推進に関する連携
- ② 移住・定住施策に対する連携
- ③ 女性活躍の推進など新たな働き方に対する連携
- ④ 障がい者雇用施策の連携
- ⑤ 生活困窮者等の社会的自立に係る対策の連携
- ⑥ その他、益田市と島根労働局が必要と認める取組

（運営協議会）

第 3 条 運営協議会は、益田市と島根労働局が共同で設置する。

2 運営協議会は、必要に応じて開催することとし、前条の一体的かつ総合的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、施策の取組結果について評価を行なうものとする。

（要請等）

第 4 条 益田市と島根労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請等を相互に行なうことができるものとする。

2 益田市と島根労働局は、前項の要請があった場合においては、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第 5 条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、益田市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第 6 条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、益田市と島根労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通を作成し、益田市長、島根労働局長が署名の上、各自その一通を保存するものとする。

令和 4 年 2 月 1 8 日

益田市長

山本浩章

厚生労働省島根労働局長

倉持清子

令和 7 年度 益田市雇用対策協定に基づく事業計画

益田市と島根労働局は、まちの将来像である「ひとが育ち 輝くまち 益田」の実現に向けて、それぞれの強みを活かして密に連携し、協定の第 2 条に基づき、令和 7 年度に実施する事業は次のとおりとします。

1 若者（生徒、学生、UI ターン者、就職氷河期世代等）に関する取組

産業振興を図るためには、その産業を担う人材の育成と確保が不可欠です。

人材育成にあたっては、長時間を要することもあり、各産業の将来像や産業振興施策を見据えながら、子どもの頃から就学時、さらには就業後に至る各段階に応じた取組が必要です。

また、若年者の市内定住を促進するためには、市内に魅力的な雇用の場が必要であり、こうした取組を行う企業への支援や情報発信を積極的に行うことで、市内企業への就職促進を図ります。

（1）連携して推進する取組**ア 企業の採用意向調査、ニーズ調査**

当年度の採用計画や職場見学、インターンシップ等の受け入れに関する意向を確認し、教育機関と情報共有を図ることで、生徒・学生の進路選択、職業意識形成に活用していく。

イ 企業説明会（誘致企業を含む）、会社見学会等のイベント開催

地元企業に関する生徒・保護者・進路指導担当教諭の関心を向上させるため、多くの地元企業の担当者から直接会社概要や仕事の内容等に関する説明会や企業見学会等を開催する。

ウ 地元就職者の定着促進

入社後早い時期にハローワーク職員の訪問による定着支援や新入社員研修「Masuda no Douki（益田の同期）」の開催を通じて、就職者と直接面談する機会を確保することで、職場で抱える悩み等に関する助言、解決方法などを提案し、安易な離職を防止する。

エ UI ターン者への支援

ほとんどの移住者は、住まい探しと仕事探しがワンセットとなることから、住まい探しについては益田市定住担当課が、仕事探しはハローワーク益田がそれぞれ役割分担して対応していく。特に、仕事探しについては、段階的なキャリアコンサルティングを経て就職先を絞り込んでいく必要があることから、ハローワークの職員が担当者制できめ細かな支援を行っていく。

オ 企業の採用力向上に向けた支援

企業説明会等の P R 方法や職場体験等の受入体制の整備等の企業へのサポートが必要であり、毎年重点支援先を選定し、専門家支援を実施する。

（2）それぞれが実施する取組**① 益田市****ア 「益田のひと」ウェブサイトの運営**

仕事も含めて、益田でいきいきと生活する人々を紹介するなど、益田市が取り組んでいるひとつづくりに関する情報を一元的に発信する。

イ しまねいきいき雇用賞受賞に向けた取組支援

働きやすい職場づくりに取り組む事業所等を増やすために「しまねいきいき雇用賞」などへの挑戦を推奨し、地域全体としての取組になるよう機運醸成に努める。

② 労働局

ア 地元企業に対する高卒求人の早期提出依頼及び良質求人の確保

地元企業と地元高校生とのマッチングを推進していくため、県外企業からの求人に遅れをとらず、生徒の夏休み中の進路選択決定時期よりも早く求人が提出されるよう働きかけを行う。併せて、良質求人となるよう、求人内容に関する助言指導を行い、生徒のニーズに応じた求人の確保に努める。

イ ユースエール認定企業の開拓、周知広報

若者の雇用管理が優良な中小企業（ユースエール認定企業）について、積極的な開拓に努め、若者、保護者及び学校関係者等に向けた幅広い周知広報を SNS（LINE）活用を含め行うことで、地元就職の促進を図る。

認定企業にはハローワークが行う面接会（介護就職デイなど）への優先的参加が可能となる点などの優先措置を積極的に情報発信していく。

ウ 学校での労働法制等に関するセミナーの開催

社会人としての一歩を踏み出す高校生を対象に、労働基準法や男女雇用機会均等法など労働法制に関するセミナーを開催し、働くための基本的な知識を付与する。

また、中学生を対象とした職業講話を実施し、就学段階から職業意識の形成を図るとともに、地元で働くことの魅力を伝えていく。

エ 就職氷河期世代の方、若年フリーターへの安定就職の支援

就職氷河期世代のうち不安定な就労状態にある方に対して、担当者制によるきめ細かな支援を行い、安定就労に向けたマッチングを推進する。

(3) 目標

○新規高校卒業者の地元就職率（生徒の就職地ベース）	45%
○ユースエール認定企業	1 社以上
○県外からの UI ターン者数	230 人/年
○ハローワーク益田の紹介による若者の就職件数（新卒者を除く 35 歳未満）	300 件

2 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業に関する取組

結婚・出産等で離職した女性が就職を希望する場合、本人の希望する就業形態で就職を実現することが課題である。

当市の人口推計によれば、今後も人口減少が進むことから、産業の担い手として活躍の機会を広げていくことが必要である。

(1) 連携して推進する取組

ア ひとり親家庭の就職支援

益田市は、支援対象者の状況を総合的に把握し、就労意欲の喚起、ハローワーク益田への適切な誘導等、必要な支援を行う。ハローワーク益田は、対象者への求人情報の提供、職業紹介、職業訓練の受講あっせん、求人開拓、担当制によるチーム支援を適切に実施し、必要に応じて就労後のフォローアップを実施するほか、益田市の要請に基づき巡回相談を行う。

(2) それぞれが実施する取組

① 益田市

ア 多様な働き方導入に向けた取組

国や県と連携して、市内企業に対して、常勤や勤務時間など、多様な働き方の導入を啓発する。

イ ますだ子育て応援宣言企業登録制度の推進

子育てにやさしい職場づくりに積極的に取り組む企業等を登録して、市公式 WEB サイト等で公表し、子育て支援に力を入れる企業等の周知を図る。

② 労働局

ア 仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓

子育て世代の希望条件に合致する労働時間や休日面に柔軟性のある求人の開拓を積極的に行う。また、既存の求人に対する求人条件緩和指導を行い、子育て世代の応募機会の拡大に努める。

イ スキルアップのための公的職業訓練の活用促進

仕事と育児の両立を希望する方の再就職の可能性を広げるため、希望条件に応じた職業訓練コースの受講を勧め、再就職に役立つ技能習得やリスキリングを行う。

ウ 女性の活躍促進に積極的に取り組む企業に対する「えるぼし認定等制度」や「くるみん認定等制度」、「両立支援等助成金」の周知

女性がその個性と能力を十分に発揮し活躍しやすい職場環境の整備を進めていくため、主に地域の中小企業事業主を対象に認定制度や助成制度の周知を行う。

(3) 目標

○ハローワーク益田の紹介によるひとり親家庭の就職件数 18 件

3 高齢者に関する取組

益田市における 65 歳以上の働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、年齢に関わりなく働くことができる雇用環境を整備するとともに、高齢者の就職支援の推進が必要である。

(1) 連携して推進する取組

ア 益田市シルバー人材センターの周知

時間や休日に柔軟性のある働き方を通じて地域に貢献することを希望している高齢者に向けて、シルバー派遣事業に関する周知広報を行っていく。

(2) それぞれが実施する取組

① 益田市

ア 社会参加の推進

地域の施設等での介護支援を行う高齢者を支援する「介護お助け隊」事業の実施など、高齢者がこれまで培った知識や経験を活かし、社会の中で自分の役割をもち、活躍の場

② 労働局

就労意欲のある高齢者が積極的に応募できるよう、「高齢者歓迎求人」の開拓に努め、面接機会の拡大及びマッチングの促進を図る。

管内企業については、従業員数の多少に限らず引き続き雇用確保措置の推進に取り組んでいくとともに、法律の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能となるよう就業確保措置の啓発・普及を行っていく。

○介護お助け隊の活動件数（実績） 登録 30 件/マッチング 15 件
○ハローワーク益田の紹介による高年齢者（55 歳以上の者）就職件数 380 件

令和7年度から法定雇用率の除外率が引き下げられ、また、令和8年7月には法定雇用率が現行の2.5%から2.7%に引き上げられることを踏まえ、より一層、働く意欲のある障がい者が、その特性に応じ能力を十分に発揮できるよう、働く場の確保や環境づくりに取り組む必要がある。

労働関係機関と保健、医療、福祉、教育関係機関と連携を図るため、益田市障がい者自立支援協議会において情報交換を行っていく。

企業と障がい者の出会いの場を創出するため、益田市とハローワーク益田は共同で「障がい者就職面談会」を開催し、障がい者の態様に応じたマッチングを推進する。

① 益田市

障がい者の雇用促進を目指して、障がい者を常用労働者として雇用する事業主にして奨励金を支給する。

就業・生活支援センター（エスポア）、発達障害者支援機関（ウィンド）及び管内相談支援事業所などとの相互連携体制を維持し、対象者 1 人 1 人の態様に応じたきめ細かな支援を定着支援まで一貫して行っていくよう努める。

4

イ 法定雇用率未達成企業に対する指導及びマッチング促進

訪問指導により障がい者雇用に係る課題を確認し、企業内理解促進のためのセミナー等の開催、対象者に対しては支援機関と連携した同行支援等を実施する。

また、未達成企業に対しては、積極的に就職面談会等への参加を要請し、マッチングを推進していく。

ウ 各種助成金の周知・活用促進

障がい者雇用に関する各種助成金制度について地域の企業に対する積極的な周知を行うことで、雇入れの促進や作業施設整備、職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置、通勤措置等の雇用環境整備を推進する。

エ 障害者雇用優良中小事業主認定（もにす認定）制度の SNS（LINE）活用を含めた周知及び開拓

配慮事項や環境整備に優れている優良企業を輩出し、障がい者雇用における地域のロールモデルとして広く周知を行い、障がい者雇用促進に向けて地域全体の機運の醸成を図る。

オ スキルアップ等のための公共職業訓練の活用促進

就職するために必要な知識やマナー習得のため、西部高等技術校の総合実務科への受講あっ旋を行い、必要な資格取得や再就職のサポートを行う。

（3）目標

○ハローワーク益田の紹介による障がい者の就職件数	90 件
○障がい者就職面談会の参加者 求職者 30 人 参加求職者の就職者	5 人
○障害者雇用優良中小事業主認定（もにす認定）	1 社以上

5 生活保護受給者に関する取組

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、新しい行動様式を実践する必要がある中、生活保護受給者や生活困窮者等の就労支援を推進していく必要があり、引き続き、きめ細かな就労支援に取り組む。

（1）連携して推進する取組

ア 「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定書」に基づく一体的支援

生活保護受給者等に対して、生活・就労の相談、求人情報の提供、担当者制によるチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介、職業訓練情報の提供を推進する。

（2）目標

○ハローワーク益田における「生活保護受給者等就労自立促進事業」の支援対象者及び就職者数

支援対象者	【P】 人
就職者	【P】 人